

見せてやる！と言わんばかりの態度！
舌の根の乾かめうちの不当労働行為！

中央労働委員会は、管理者による不当労働行為があったとして、JR東海に対し「謝罪掲示」を掲出するよう命令しました。最高裁判所も命令を指示したことから、会社はこの命令に基づき「謝罪掲示」を掲出しました。

しかし私たちが、中央労働委員会の照会に基づき行った命令履行確認に対して、会社はまたもや不当労働行為を繰り返しました。正当な履行確認に制限を加えたり、多くの警備員を配置し威圧・妨害行為を繰り返しました。さらに組合員であるにもかかわらず「社員ではない」ことを理由に履行確認を拒否するなど、まったく反省の態度がありません。

不法行為を働いたのは会社です。最高裁判所が決定を下したのです。私たちは、反省することなく、労働組合軽視の姿勢を露わにし、履行確認の妨害を繰り返し行った会社に対し、謝罪を申し入れるとともに強く抗議を行いました。

JR東海労申14号

記

1. 正当な労働組合活動として履行確認を求めた組合役員に対して「社員ではない」という、まったく一方的・身勝手な理由で立ち入りを拒否したことは、労働組合の軽視であり不当労働行為である。謝罪すること。
2. 「謝罪掲示」掲出場所が、中央労働委員会命令どおり本社、新幹線鉄道事業本部正面玄関ではなかった。明らかに命令不履行である。あらためて、それぞれの正面玄関に掲出すること。
3. 確認者の氏名、訪問時刻をあらかじめ連絡しているにもかかわらず、入口に多くの警備員を配置し威圧・妨害行為を行ったことは、正当な組合活動への妨害行為であり強く抗議する。謝罪すること。